

**次世代育成支援対策推進法に基づく
市町村行動計画及び都道府県行動計画に関する
策定状況等の調査結果について
(平成22年4月1日現在)**

地方公共団体（市区町村及び都道府県）においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、市町村行動計画及び都道府県行動計画（以下「市町村行動計画等」という。）を定めなければならないとされている。

市町村行動計画等は5年を1期として策定するものとされており、1回目に策定された市町村行動計画等（前期計画）については、平成17年度から平成21年度までを計画期間としていることから、2回目に策定される市町村行動計画等（後期計画）については、前期計画に係る必要な見直しを平成21年度までに行った上で、平成22年度から平成26年度までを後期計画の期間として、平成21年度中に策定することが必要である。

このため、都道府県及び市区町村を対象に、平成22年4月1日現在の策定状況等を調査したところ、結果は次のとおりであった。

1 地域行動計画の策定状況

都道府県

(1) 行動計画の策定

①策定済み	42道府県	(89.6%)	
②未策定	5都県	(10.6%)	※22年度中に策定予定

(2) 策定手続きの状況 (42道府県)

①ニーズ調査の実施	42道府県	(100.0%)
②関係者意見の反映	42道府県	(100.0%)
③点検・評価のための指標の導入	39道府県	(92.9%)

市区町村

(3) 行動計画の策定 (1750市区町村 (平成22年3月31日現在))

①策定済み	1,642市区町村	(93.8%)	
②未策定	108市区町村	(6.2%)	※22年度中に策定予定

(4) 策定手続きの状況 (1642市区町村)

①ニーズ調査の実施	1,630市区町村	(99.3%)	※実施しなかった12町村は、人口規模が小さく、通常業務の中でニーズの把握に努めている。
②関係者意見の反映	1,558市区町村	(94.9%)	
③点検・評価のための指標の導入	1,262市区町村	(76.9%)	

2 地域行動計画の内容の公表状況

(1) 都道府県 (42道府県)

①公表済み 38道府県 (90.5%)

【公表方法 (複数回答)】

- | | |
|-------------|-------|
| ア ホームページに掲載 | 33道府県 |
| イ その他 | 18道府県 |
| ・ 広報紙への掲載 | |
| ・ 冊子の配布 | |
| ・ 公共施設での閲覧等 | |

②未公表 4道府県 (9.5%)

(2) 市区町村 (1642市区町村)

①公表済み 1,281市区町村 (78.0%)

【公表方法 (複数回答)】

- | | |
|-------------|---------|
| ア ホームページに掲載 | 720市区町村 |
| イ その他 | 884市区町村 |
| ・ 広報紙への掲載 | |
| ・ 冊子の配布 | |
| ・ 公共施設での閲覧等 | |

②未公表 361市区町村 (22.0%)